



# 長野県報

10月16日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2917号

## 目次

### 条 例

長野県防災会議条例の一部を改正する条例（危機管理防災課）	3
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
長野県子どもを性被害から守るための条例の一部を改正する条例（次世代サポート課）	3
長野県立自然公園条例の一部を改正する条例（自然保護課）	3
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築住宅課）	5
県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（建築住宅課公営住宅室）	6
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課）	6

### 規 則

長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則（自然保護課）	7
----------------------------------	---

### 告 示

平成29年9月28日専決処分した平成29年度補正予算の要領（財政課）	15
平成29年10月6日成立した平成29年度補正予算の要領（財政課）	15
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	16
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	16
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	16

### 公 告

県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	17
土地改良区役員の就任の届出（2件）（農地整備課）	17
土地改良区連合役員の就任の届出（農地整備課）	17
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	17
建築基準法に基づく道路の指定（建築住宅課）	18
建築基準法に基づく道路の位置の指定（5件）（建築住宅課）	18

正誤（森林づくり推進課）	19
--------------	----

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 長野県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 災害対策基本法により、その役職員から防災会議の委員を任命することとされている指定公共機関に、新たに物流関係の法人が指定されたこと等に伴い、条例で定める委員の定数を65人以内（改正前50人以内）に改めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 大北森林組合等補助金不適正受給事案に関し、地方自治法の規定に基づき、本県職員の賠償責任の有無の決定等を監査委員に対して求めるに至ったことについて、県組織全体を統括する立場としての責任に鑑み、知事の給料を3か月間、副知事の給料を2か月間、それぞれ10%減額することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 長野県子どもを性被害から守るための条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 刑法の一部改正に伴い、新設された監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪に当たる行為による被害を性被害の定義に加えました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 長野県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 県立自然公園の保護と適正な利用の増進を目指し、公園の保護、利用等に関する施設の整備を推進するため、公園計画に定める事業を公園事業として、行為規制の適用除外とする制度を導入することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 不動産特定共同事業法の一部改正により、小規模不動産特定共同事業の登録及びその更新の制度が創設されたことに伴い、登録等に関する審査事務に係る手数料の額を定めました。
- 2 この条例は、平成29年12月1日から施行します。

## ◇ 県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 公営住宅法の一部改正により、家賃決定のための収入申告等が困難と認められる認知症患者等である入居者について、事業主体が当該入居者の収入を把握し、家賃を決定する手続きが定められたことに伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 平成29年4月に中高一貫校として開校した長野市立長野中学校の入学選抜の事務に従事する同校の教育職員を、入学選抜手当の支給対象とするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

条例

長野県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第42号

長野県防災会議条例の一部を改正する条例

長野県防災会議条例(昭和37年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「50人」を「65人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

危機管理防災課

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第43号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第9項を附則第10項とし、附則第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年長野県条例第43号)の施行の日から同日以後、知事にあつては3月を経過する日まで、副知事にあつては2月を経過する日までの間における知事及び副知事の給料月額、別表第1の規定にかかわらず、それぞれ同表に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条の2に規定する期末手当の額及び第5条の2に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人事課

長野県子どもを性被害から守るための条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第44号

長野県子どもを性被害から守るための条例の一部を改正する条例

長野県子どもを性被害から守るための条例(平成28年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第178条」を「第179条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

次世代サポート課

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第45号

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例

長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 保護及び利用(第7条―第26条)」を「第2章の2 公園事業(第6条の2―第6条の11)」に改める。第3章 保護及び利用(第7条―第26条)」

第2条第2号中「施設」を「事業」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、長野県立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。

第5条に次の1項を加える。

3 知事は、関係市町村その他関係行政機関、関係事業者、地域住民その他の関係者と連携して県立自然公園の保護とその適正な利用を推進するため、公園計画の決定に当たり、あらかじめ、当該関係者が意見を交換する場を設けることその他の当該関係者の意見を公園計画に反映させるため必要な措置を講ずるものとする。第6条第2項中「の規定」を「及び第3項の規定」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 公園事業

(公園事業の決定)

第6条の2 公園事業は、知事が決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 前項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

(公園事業の執行)

第6条の3 公園事業は、県が執行する。

2 国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び国等以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第2項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類

(3) 公園施設の位置  
 (4) 公園施設の規模  
 (5) 公園施設の管理又は経営の方法  
 (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事に協議しなければならないが、県及び国等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第3項又は第6項の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。  
 （改善命令）

第6条の4 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。  
 （承継）

第6条の5 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が国等である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び国等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第6条の3第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。  
 （公園事業の休廃止）

第6条の6 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あら

かじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第6条の7 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第6条の3第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第6条の3第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第6条の3第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

(1) 第6条の3第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。

(2) 第6条の3第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第6条の4の規定による命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第6条の3第3項又は第6項の認可を受けたとき。

（原状回復命令等）

第6条の8 知事は、第6条の3第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第6条の9 知事は、第6条の3第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（公園事業の執行に要する費用）

第6条の10 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

2 前項の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法令等にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第10条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 公園事業の執行として行う行為

第11条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公園事業を執行するために立ち入る場合

第19条中「第11条第3項第5号」を「第11条第3項第6号」に改める。

第22条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 公園事業の執行として行う行為

第26条第2項中「及び第41条」を削る。

第39条中「第11条第3項第5号」を「第11条第3項第6号」に改める。

第40条第1項中「又は公園計画の決定」を「、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行」に改める。

第41条中「第18条」を「第6条の9、第18条」に、「第26条第2項の」を「第6条の8第2項及び第26条第2項に規定する」に改める。

第42条第1項中「第64条」を「第77条」に改める。

第43条中「第26条第1項」を「第6条の8第1項及び第26条第1項」に改める。

第44条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 第6条の3第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げ

る事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第6条の3第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

第46条中「第21条第1項」を「第6条の4、第21条第1項」に改める。

第47条中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第6条の9の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第49条を次のように改める。

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第6条の3第9項、第6条の6又は第6条の7第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第6条の3第3項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第12条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自然保護課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第46号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の74の項を次のように改める。

74 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分	単 位	金 額
(1) 法第3条第1項の規定による不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査	1 件	80,000円
(2) 法第41条第1項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	〃	60,000円
(3) 法第41条第3項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	〃	60,000円

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

建築住宅課



県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第47号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第4項」を「第5項」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に限る。）が前項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、同規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第2条の規定により算出した額とすることができる。第10条の2第1項中「（昭和26年建設省令第19号）第8条」を「第7条」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項の規定により収入を把握した場合にあつては、把握した収入を入居者の収入として認定し、当該収入を入居者に通知するものとする。

第20条第1項中「第10条第1項」の次に「及び第2項」を、「第8条第2項」の次に「（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

第23条の2第1項中「及び」の次に「第2項並びに」を加え、同条第3項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

第24条の2中「第10条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第24条の7中「、第20条第1項及び」を「及び第2項、第20条第1項並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年10月16日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第48号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の5第1項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育課